

# いちご一會とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

冬季大会：令和4（2022）年1月24日（月）～30日（日）

本大会：令和4（2022）年10月1日（土）～11日（火）

# いちご一會とちぎ大会

第22回 全国障害者スポーツ大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

令和4（2022）年10月29日（土）～31日（月）

## いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会 実行委員会

### 第3回 常任委員会



# いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 第3回常任委員会 目次

<b>1 報告事項</b>		
報告事項 1	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員の変更	P. 3
<b>2 審議事項</b>		
第1号議案	いちご一会とちぎ国体 競技会場の変更(案)	P. 7
第2号議案	いちご一会とちぎ国体冬季大会 表彰式会場の変更(案)	P. 8
<b>3 参考資料</b>		
(1)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員名簿	P. 11
(2)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 会則	P. 12
(3)	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 組織図	P. 17
(4)	総会から常任委員会等への委任事項	P. 18

# 報 告 事 項



報告事項1

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員の変更

令和2年8月6日から令和2年11月10日までの間における役員の変更については、次のとおりである。

○ 常任委員

(敬称略)

機 関 ・ 団 体 名 及 び 役 職	新	旧
栃木県警察本部長	野 井 祐 一	原 田 義 久



# 審 議 事 項



## 第1号議案

令和2年10月21日 第3回総務企画専門委員会審議事項

### いちご一会とちぎ国体 競技会場の変更（案）

#### 1 変更の趣旨

いちご一会とちぎ国体 競技会場（令和元年6月13日 第1回国体委員会決定事項）について、会場地市からの要望を受け、下記のとおり変更するもの。

#### 2 競技会場の変更（案）

会場地	競技(種目)	種別	競技会場	
栃木市	なぎなた	全種別	変更前	学校法人國學院大學栃木学園 四十周年記念館
			変更後	関東ホーチキにしかた体育館 (栃木市西方総合文化体育館)
<b>【変更理由】</b> 諸室配置の会場設計を実施したところ、十分な競技スペースと仮設物設置可能なスペースを確保し、より効率的な運営が期待できる当該施設へ変更することが適切であると判断したため。				

#### 3 今後のスケジュールについて

R 2.11 (公財) 日本スポーツ協会へ変更（案）を提出

R 2.12.10 (公財) 日本スポーツ協会第3回国体委員会 正式決定

## 第2号議案

令和2年10月21日 第3回総務企画専門委員会審議事項

### いちご一会とちぎ国体冬季大会 表彰式会場の変更（案）

#### 1 変更の趣旨

いちご一会とちぎ国体冬季大会 表彰式会場（令和元年12月12日第3回国体委員会決定事項）について、下記のとおり変更するもの。

#### 2 表彰式会場の変更（案）

会場地	用途	会 場	
日光市	表彰式会場 (スケート競技、アイスホッケー競技)	変更前	日光市霧降スケートセンター
		変更後	観光ホテル 日光千姫物語
<b>【変更理由】</b> 当初計画していた日光霧降スケートセンターにおける諸室計画を検討したところ、競技運営で効果的な諸室活用を図るためには表彰式会場を他施設へ変更することが適切であると判断したため。			

#### 3 今後のスケジュールについて

- R 2. 11 (公財) 日本スポーツ協会へ変更（案）を提出
- R 2. 12. 10 (公財) 日本スポーツ協会第3回国体委員会 正式決定

# 参 考 资 料



いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 役員名簿

【会長】1名 【副会長】8名 【常任委員】46名 【監事】2名 計57名

令和2年11月10日現在

(敬称略)

No.	役職	選出区分	機関・団体名及び役職	氏名	
1	会長	県関係	栃木県知事	福田 富一	
2	副会長	県議会関係	栃木県議会議長	相馬 憲一	
3		県関係	栃木県副知事	北村 一郎	
4		県関係	栃木県副知事	岡本 誠司	
5		県教委関係	栃木県教育委員会教育長	荒川 政利	
6		市町村関係	栃木県市長会長	佐藤 栄一	
7			栃木県町村会長	古口 達也	
8		スポーツ関係	(公財)栃木県スポーツ協会理事長	小祝 章二	
9			(特非)栃木県障害者スポーツ協会会長	麦倉 仁巳	
10		県議会関係	栃木県議会副議長	山形 修治	
11	栃木県議会県政経営委員会委員長		日向野 義幸		
12	栃木県議会生活保健福祉委員会委員長		池田 忠		
13	栃木県議会農林環境委員会委員長		中島 宏		
14	栃木県議会経済企業委員会委員長		琴寄 昌男		
15	栃木県議会県土整備委員会委員長		佐藤 良		
16	栃木県議会文教警察委員会委員長		阿部 博美		
17	県関係		栃木県総合政策部長	阿久澤 真理	
18			栃木県経営管理部長	茂呂 和巳	
19			栃木県県民生活部長	千金 楽 宏	
20			栃木県環境森林部長	鈴木 英樹	
21			栃木県保健福祉部長	海老名 英治	
22			栃木県産業労働観光部長	小竹 欣男	
23			栃木県農政部長	鈴木 正人	
24			栃木県県土整備部長	熊倉 一臣	
25			栃木県企業局長	矢野 哲也	
26		栃木県警察本部長	野井 祐一		
27	市町村関係	栃木県市議会議長会会長	福田 洋一		
28		栃木県町村議会議長会会長	薄井 博光		
29		栃木県市町村教育委員会連合会会長	森島 仁		
30	常任委員	スポーツ関係	(公財)栃木県スポーツ協会副会長	丸茂 博	
31			栃木県レクリエーション協会会長	坂本 宏夫	
32			栃木県スポーツ推進委員協議会会長	柳田 利夫	
33			栃木県スポーツ推進審議会会長	月橋 春美	
34			栃木県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	清水 武治	
35			栃木県小学校教育研究会体育部会 部会長	手塚 洋	
36			栃木県中学校体育連盟会長	星 和人	
37			栃木県高等学校体育連盟会長	丸茂 博	
38			(公財)栃木県民公園福祉協会理事長	森澤 隆	
39			学校関係	栃木県高等学校長会会長	軽部 幸治
40				栃木県中学校長会会長	初谷 憲一
41				栃木県小学校長会会長	栗原 武夫
42	栃木県私立中学高等学校連合会会長	船田 元			
43	産業・経済関係	(一社)栃木県経営者協会会長	青木 勲		
44		(一社)栃木県商工会議所連合会会長	藤井 昌一		
45		栃木県商工会連合会会長	福田 徳一		
46		栃木県中小企業団体中央会会長	齋藤 高藏		
47		(公社)栃木県経済同友会筆頭代表理事	中津 正修		
48		通信・運輸関係	(一社)栃木県バス協会会長	手塚 基文	
49	宿泊・観光関係	(公社)栃木県観光物産協会会長	新井 俊一		
50	医療・福祉関係	(一社)栃木県医師会会長	稲野 秀孝		
51		(福)栃木県社会福祉協議会会長	菊池 康雄		
52		社会団体関係	栃木県地域婦人連絡協議会会長	柳田 京子	
53	栃木県女性団体連絡協議会会長		梅澤 啓子		
54	(一社)栃木県子ども会連合会会長		内藤 進		
55	栃木県PTA連合会会長		金田 淳		
56	監事	県関係	栃木県会計管理者会計局長	國井 隆弘	
57	市町村関係	栃木県市長会事務局長・町村会常務理事	水沼 忠雄		

## いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を栃木県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

#### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 両大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること
- (4) 両大会開催及び準備に係る経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、両大会の開催に必要な事業に関すること

### 第2章 組織

#### (構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の事業に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

#### (役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 8名以内
- (3) 常任委員 70名以内
- (4) 監 事 3名以内

#### (役員を選任)

第6条 会長は、栃木県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参加)

第9条 実行委員会に、顧問及び参加を置くことができる。

2 顧問及び参加は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参加は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参加の任期等について準用する。

6 顧問及び参加は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 募金・企業協賛推進委員会

(4) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 両大会の開催に必要な方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) 常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会に委任する事項に関すること
- (6) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（募金・企業協賛推進委員会）

第13条 募金・企業協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員を持って構成する。

2 募金・企業協賛推進委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。

3 募金・企業協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 募金・企業協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金・企業協賛の推進に関する事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

6 第11条第5項及び第6項の規定は募金・企業協賛推進委員会にて準用する。

7 第8条の規定は、募金・企業協賛推進委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、

その結果を常任委員会に報告する。

- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 財務

(経費)

- 第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)
- 第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。
- (会計年度)
- 第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 補則

(委任)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (解散)
- 第21条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

#### 附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（平成 26 年 5 月 19 日）から施行する。
- 2 準備委員会の平成 26 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

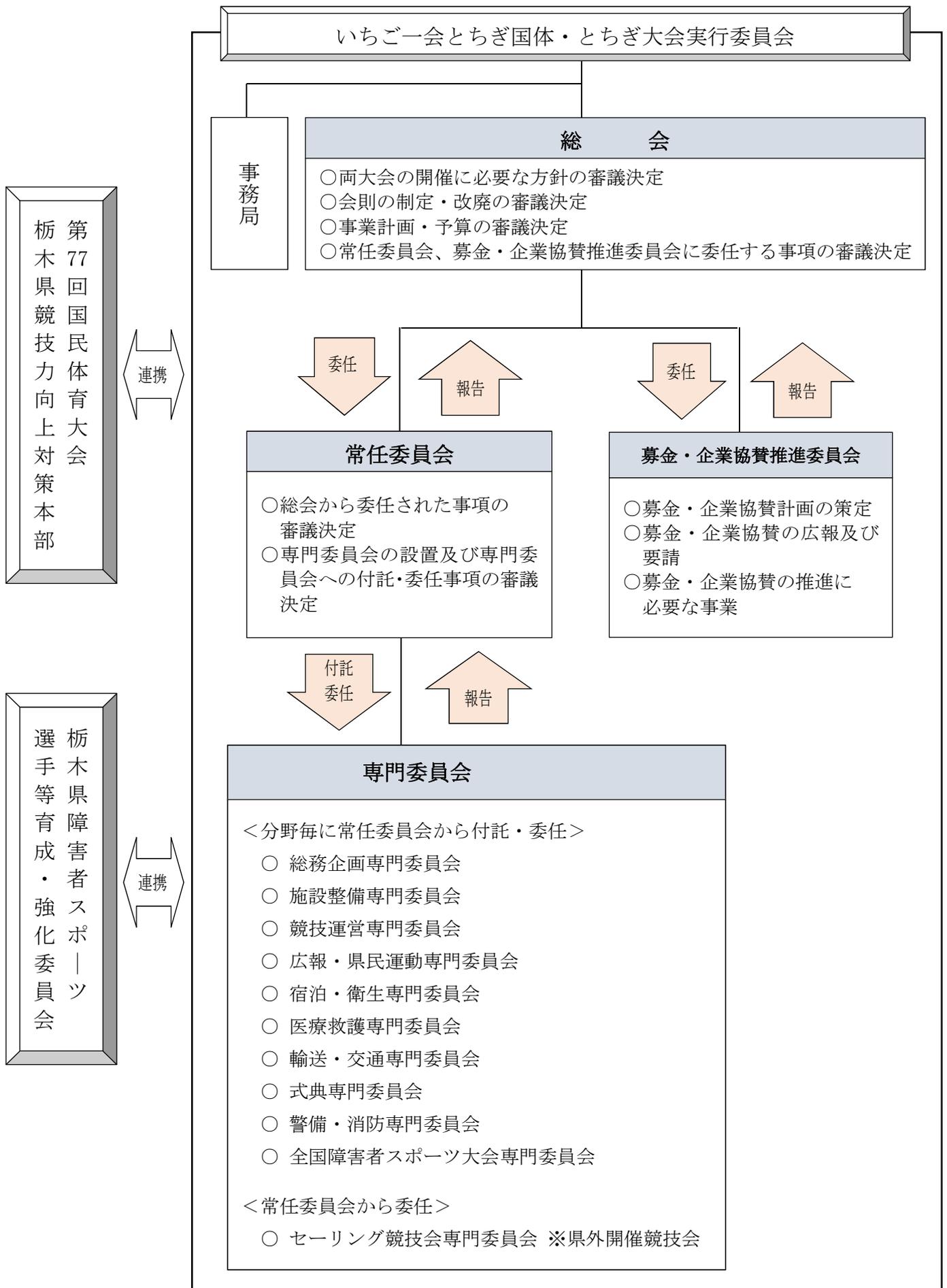
#### 附則

この会則は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

#### 附則

- 1 この会則は、実行委員会設立の日（令和元年 8 月 5 日）から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会の役員、委員、顧問、参与、募金・企業協賛推進委員会委員又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、募金・企業協賛推進委員会委員又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 77 回国民体育大会栃木県準備委員会」とあるのは「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会」と、「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」とあるのは「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」と、「公益財団法人日本体育協会」とあるのは「公益財団法人日本スポーツ協会」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第 22 回全国障害者スポーツ大会栃木県準備委員会の方針、計画は、実行委員会の方針、計画とする。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会組織図



## 総会から常任委員会等への委任事項

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会への委任事項は、次のとおりとする。

(常任委員会への委任事項)

- 1 両大会開催に関する方針及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 5 競技の企画及び運営に関すること
- 6 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 7 広報及び県民運動に関すること
- 8 宿泊及び衛生に関すること
- 9 輸送及び交通に関すること
- 10 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 11 式典の企画及び運営に関すること
- 12 その他開催準備に関すること

(募金・企業協賛推進委員会への委任事項)

募金及び企業協賛の推進に関すること



---

## いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20  
栃木県国体・障害者スポーツ大会局

TEL 028-623-3517 / FAX 028-623-3527

e-mail : [somukikaku@pref.tochigi.lg.jp](mailto:somukikaku@pref.tochigi.lg.jp)

HP アドレス : <https://www.tochigikokutai2022.jp>

---